

事 務 連 絡
平成22年 7 月 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部)
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について、別紙のとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(平成22年3月5日保医発0305第1号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

< 通則 >

5 入院中の患者の他医療機関への受診

- (5) ~~(2)の規定により~~入院中の患者が他医療機関を受診する場合には、入院医療機関は、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な診療情報（当該入院医療機関での算定入院料及び必要な診療科を含む。）を文書により提供する（これらに要する費用は患者の入院している保険医療機関が負担するものとする。）とともに、診療録にその写しを添付すること。

第9部 処置

< 処置料 >

(一般処置)

J 0 2 7 高気圧酸素治療

- (1) 「1」は次の疾患に対して、発症後1週間以内に行う場合に、1日につき所定点数を算定する。

エ 急性末梢血管障害

- (ハ) コンパートメント症候群又は圧挫~~創~~症候群

第10部 手術

< 通則 >

16 同一手術野又は同一病巣における算定方法

- (4) 指に係る同一手術野の範囲

指に係る同一手術野の範囲と算定方法については次の通りである。

- ア 第1指から第5指までを別の手術野とする次に掲げる手術のうち、2つ以上の手術を同一指について行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合及び(ハ)に掲げる手術を除き、当該手術の中で主たる手術の所定点数のみを算定する。なお、(イ)及び(ロ)に掲げる手術については、複数指について行った場合には、それぞれの指について算定し、(ハ)に掲げる手術については、同一指内の複数の骨又は関節について行った場合には、各々の骨又は関節について算定する。

(ハ) 同一指内の骨及び関節（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含む。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。

区分番号「K 0 4 6」骨折観血的手術の「3」~~中の指（手、足）~~

区分番号「K 0 8 2」人工関節置換術の「3」中の指（手、足）

イ デブリードマンその他(イ)、(ロ)及び(ハ)に該当しない手術については、第1指から第5指までを同一手術野として取り扱い、当該手術のうち2以上の手術を複数指に行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合を除き、主たる手術の所定点数のみを算定する。

ウ (イ)及び(ロ)に掲げる手術と、(ハ)に掲げる手術を同時に行った場合にあっては、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合を除き、同一指に対して行われたものは主たる手術の点数を算定し、別々の指に対して行われたものはそれぞれ所定の点数を算定する。

第2節 輸血料

K 9 2 2 造血幹細胞移植

(2) 同種移植とは、ヒト組織適合性抗原が概ね一致する提供者の造血幹細胞を移植する場合をいう。また、同種移植を行う場合においては、造血幹細胞~~骨髓~~提供者から造血幹細胞~~骨髓~~を採取することに係るすべての費用をこの表に掲げる所定点数により算定し、造血幹細胞移植の所定点数に加算する。

第11部 麻酔

第1節 麻酔料

L 0 0 8 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

(6) 本区分について「通則3」の加算を算定する場合の所定点数は、「注2」、「注4」、及び「注5」及び「注7」による加算を含むものとする。